

Q&A (クラウドプログラム)

【2023年1月19日時点版】

番号	項目	質問	回答
1. 支援対象の範囲について			
1-1	事前着手	認定取得前から発注・契約を行った場合、事前着手分についても補助金を受けることは可能ですか。	本法律に基づくクラウドプログラムに係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に発生（発注・契約）し、かつ、補助対象経費に該当するものが対象となります。
1-2	対象事業について	どのような事業が、供給確保計画に係る認定制度の対象となりますか？	取組方針第3章第2節（1）に記載の要件を満たす基盤クラウドプログラムの技術開発または取組方針第3章第2節（2）に記載の要件を満たす高度な電子計算機の導入に関する事業が、対象となります。
1-3	対象となる費用	取組方針第2章第2節に「当該電子計算機の導入等に係る費用」と記載されていますが、どのような費用が対象になるのでしょうか。	電子計算機の費用、電子計算機の設置・保守にかかる費用、クラウドサービスの提供に必要な労務費・外注費等が対象となります。 ご不明な点がございましたら、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。
2. 認定申請の方法について			
2-1	申請手続きについて	供給確保計画の認定を受けたい場合は、どうすれば良いでしょうか。	供給確保計画の認定申請書に必要な事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 ソフトウェア・情報サービス戦略室に、申請書類を提出してください。 提出方法等、ご不明点があれば、同室までお問い合わせください。
2-2	交付決定までの流れ	認定申請から交付決定までの流れはどのようになりますか。	①まず、事前に経済産業省まで御相談ください。 ②その後、供給確保計画を作成し、経済産業省にご提出ください。 ③提出いただいた供給確保計画及び添付資料について、経済産業省にて内容の確認・審査を行います。その際、情報管理を徹底しつつ、必要に応じて有識者等の意見も聴取した上で、認定の可否を決定します。認定・不認定の結果は文書にて通知します。 ④認定された場合には、交付申請書を作成し、NEDOに提出いただけます。NEDOにて審査の上、交付決定の通知を行います。
2-3	変更認定と軽微な変更	省令第6条第1項第4号に規定のある認定供給計画の内容の実質的な変更を伴わない変更に該当するか否かはどのように判断すれば良いでしょうか。	具体的なケースについては、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室まで御相談ください。 なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。 ①事前に変更認定申請が必要な場合 ・認定供給確保計画の実施のために必要な資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望する場合 ・認定供給確保計画について、開発・導入する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、開発・提供開始時期の後ろ倒し、提供能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合 ②軽微な変更として事後的な届出で良い場合 ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※） ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金の額を十パーセント未満の範囲内で増額し、かつ、当該資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望しない場合 （※）ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご留意ください。
2-4	追加支援措置	認定後に支援措置を追加希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることとなります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることとなります。 ※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。
2-5	共同申請の場合の申請書の記載方法	2以上の事業者が共同で認定申請を行う場合に、どのように計画を作成すれば良いですか。	共同申請を行う場合には、認定申請書の「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、記載欄を増やすなどして、1つの計画にまとめて提出ください。その際、役割分担については明確に分かるように記載ください。また、添付書類等もどの事業者についてのものか分かるようにした上で、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。 なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室又は公正取引委員会に前広にご相談ください。

2-6	取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すれば良いですか。	ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、様式第一 5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのかが分かるように明示してください。 【様式第一 5（4）政府系金融機関からの借入れ 記載例】 100（ツーステップローン） 20（通常融資）
2-7	共同申請の場合の取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法	共同申請の場合、様式第一 5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
2-8	日本語以外での書類	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。添付書類についても日本語以外の書類で良いですか。	認定申請書は日本語での記載をお願いします。なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくをお願いします。
2-9	参考資料	申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものであるかを明示した上で、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、経済産業省側から関係書類の提出を求める場合もあります。
2-10	支援措置の条件に関する記載方法	取組方針第3省第2節に記載された条件に関する書類はどのように提出すれば良いでしょうか。	取組方針第3章第2節に記載された条件については、「5（3）取組において支援措置の対象とする内容」において、対応する内容を記載の上、補足となる資料を添付書類としてご提出ください。
2-11	クラウドサービスのサプライチェーン①	3（1）の「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目」には何を書けば良いでしょうか。	基盤クラウドプログラムの技術開発のみに取り組む場合は、記載の必要はございません。 高度な電子計算機の導入に取り組む場合は、「電子計算機」と記載してください。
2-12	クラウドサービスのサプライチェーン②	3（1）の「サプライチェーン全体に占める調達額」におけるサプライチェーンの対象範囲はどう考えれば良いでしょうか。	クラウドサービスの提供のために他社から購入しているハードウェア・ソフトウェア等の合計額をサプライチェーン全体に占める調達額としてください。 ご不明な点がありましたら、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。
2-13	クラウドサービスのサプライチェーン③	3（2）クラウドサービスのサプライチェーンは、どのように図示すれば良いでしょうか。	クラウドサービスを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア、データセンター・通信等）ごとに、要素を列挙する形で記載してください。矢印は、要素同士の関係性が明白でない場合は、必ずしも記載の必要はございません。
2-14	安定供給確保に関する目標	4（2）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標として書かなければいけない事項はありますか。	基盤クラウドプログラムの技術開発に取り組む場合は、技術開発を行う技術の内容のほか、補足となる情報を記載してください。 高度な電子計算機の導入に取り組む場合は、導入を行う電子計算機の品目と当該電子計算機を活用して提供されるクラウドサービスの利用者数の目標値のほか、補足となる情報を記載してください。
2-15	取組の種類	4（3）実施予定の取組種類はどれを選択すれば良いでしょうか。	基盤クラウドプログラムの技術開発に取り組む場合は「4」、高度な電子計算機の導入に取り組む場合は「1」を選択してください。
2-16	計画のスケジュール	5（1）計画全体のスケジュールには、何を書けば良いでしょうか。	取組を開始/終了する時期、目標達成を見込む時期のほか、マイルストーンとなる時期があれば記載をお願いします。
2-17	実施体制	6取組の実施体制には、どのような内容を記載すれば良いですか。	整備・生産それぞれの実施体制（共同申請者間の連携体制を含む。）について、それぞれの部門の責任者、担当者的人数を明記してください。
2-18	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注4）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況については何を記載すれば良いですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

2-19	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については何を記載すれば良いですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局ソフトウェア・情報サービス戦略室までご相談ください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
2-20	人権尊重	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
2-21	サイバーセキュリティ	取組方針第6章第3節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
2-22	地域経済への貢献、雇用創出	取組方針第3章第8節に規定する事項は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の「その他取組方針への適合性に関する事項（注3）」に、その内容を記載してください。例えば、申請に係る供給確保計画について、安定的な供給を確保するための、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容について記載をお願いいたします。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
3. 支援措置の条件・対象について			
3-1	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。ただし、代表申請者と共同申請者で、生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。
3-2	補助率	補助率は何割ですか。	基盤クラウドプログラムの技術開発に取り組む場合は最大三分の一です。 高度な電子計算機の導入に取り組む場合、公的機関・中小企業の場合は最大二分の一、大企業の場合は原則最大三分の一です。
3-3	上限額について	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。
3-4	支援措置の条件について①	取組方針第3省第2節（1）に記載された「利用者の求めに応じてシステム構成や運用体制の透明性や管理可能性に対応できるものであること」は、どのように判断するのでしょうか。	申請いただく際に、開発した技術を活用して提供されるクラウドサービスに関する書類を提出いただく必要がありますが、その際に、利用者にとっての透明性や管理可能性に関する情報も記載いただくようお願いいたします。合わせて、その他のクラウドサービスとの比較に関する資料も合わせてご提出ください。審査においては、経済産業省で保有する情報も参考にしながら、その妥当性を確認させていただきます。ご不明な点がありましたら、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。
3-5	支援措置の条件について②	取組方針第3省第2節（2）に記載された「世界最高水準の量子コンピューターの性能等を有すること」は、どのように判断するのでしょうか。	申請いただく際に、導入する電子計算機の性能を示す書類を提出いただく必要がありますが、量子コンピューターの導入に取り組む場合は、その際に、他の量子コンピューターとの比較を行った資料も合わせてご提出ください。審査においては、経済産業省で保有する情報も参考にしながら、その妥当性を確認させていただきます。ご不明な点がありましたら、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。
3-6	支援措置の条件について③	取組方針第3省第2節（2）に記載された「その他の同種の電子計算機を利用する場合の市場価格等と比べて安価な価格で提供されること」は、どのように判断するのでしょうか。	申請いただく際に、導入する電子計算機を活用して提供されるクラウドサービスに関する書類を提出いただく必要がありますが、その際に、利用価格に関する情報も記載いただくようお願いいたします。合わせて、その他の同種の電子計算機を利用する場合（クラウドサービスに限らない）の参考価格に関する資料も合わせてご提出ください。審査においては、経済産業省で保有する情報も参考にしながら、その妥当性を確認させていただきます。ご不明な点がありましたら、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。

3-7	支援措置の条件について④	外資系事業者からの支援を受けている、または同事業者と協業をしている国内事業者による申請（認定供給確保事業者となること）は可能でしょうか。	具体的な計画の内容によって審査を行います。外資系事業者からの支援を受けている、または同事業者と協業をしている国内に事業基盤を持つ事業者による申請（認定供給確保事業者となること）は可能です。詳しくは、経済産業省商務情報政策局情報産業課ソフトウェア・情報サービス戦略室までお問い合わせください。
4. その他			
4-1	審査について	供給確保計画の認定に向けて、どのように審査が行われますか。	半導体・デジタル産業戦略検討会議での検討結果も踏まえ、取組方針等に基づく経済産業省での審査を行います。また、情報管理を徹底の上、必要に応じて外部有識者に意見聴取を行います。
4-2	認定結果の公表	認定された場合、計画の内容は公表されますか。	認定供給確保計画の概要（事業者名、助成額、取組内容（取組の種類や対象品目）等）をHPにて公表することを予定しています。なお、企業秘密に該当する情報や取組の詳細内容等は公表いたしません。
4-3	実施状況報告	認定後の実施状況報告（定期の報告）はどのように行えば良いですか。	認定を受けた事業者は、認定取得後、毎年度、各事業年度の終了後3ヶ月以内に定期の報告を行う必要があります。経済産業省関係経済安保推進法施行規則の様式第十三に必要事項を記入の上、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 ソフトウェア・情報サービス戦略室までご提出ください。
4-4	その他参考情報について	経済産業省のクラウドプログラムやそのサプライチェーンに関する考え方が分かる参考資料はありますか。	2021年3月より開催している「半導体・デジタル産業戦略検討会議」にて、半導体・デジタル産業の今後の政策の方向性について議論・検討を重ねております。当該会議での議論・検討も踏まえ、計画の認定を行います。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital.html

※本Q&Aは1/19時点での状況に基づき作成したものであり、今後、関係各所との調整に基づき細かな修正等があります。